

盛岡広域振興局長告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一本木土地改良区（滝沢市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年5月30日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 就任

(1) 理事

松村正行	滝沢市長太郎林225番地1
角掛雄治	〃 一本木200番地2
角掛忠嗣	〃 留が森59番地10
角掛正夫	〃 後209番地2
角掛好文	〃 柳原12番地2
角掛則浩	盛岡市山岸六丁目14番14号
角掛文明	滝沢市一本木202番地2

(2) 監事

角掛芳一	滝沢市留が森3番地44
角掛守人	〃 柳原28番地4
千葉司	〃 後356番地1

2 退任

(1) 理事

角掛源市	滝沢市柳原20番地1
角掛享朔	〃 柳原38番地2
角掛秀夫	〃 後30番地2
角掛定夫	〃 後177番地2
松村優	〃 砂込61番地2
角掛博見	〃 留が森347番地192
角掛邦彦	〃 一本木214番地

(2) 監事

角掛節生	滝沢市柳原28番地7
角掛正蔵	〃 一本木208番地1
角掛喜代則	〃 後217番地5